

環境物品等の調達の推進を図るための方針

総務大臣

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年法律第１００号）第７条第１項の規定に基づき、平成２５年度における環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という。）を定めたので、同条第３項の規定に基づき、公表する。

I．特定調達物品等の平成２５年度における調達の目標

平成２５年度における個別の特定調達物品等（環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更（平成２５年２月５日閣議決定。以下「基本方針」という。）に定める特定調達品目ごとに判断の基準を満たすもの。）の調達目標は、以下のとおりとする。

なお、基本方針に規定された判断の基準は、あくまでも調達の推進に当たっての一つの目安を示すものであり、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

1．紙類

情報用紙 （コピー用紙、フォーム用紙、インクジェットカラープリンター用塗工紙） 印刷用紙 （塗工されていない印刷用紙、塗工されている印刷用紙） 衛生用紙 （トイレットペーパー、ティッシュペーパー）	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
---	------------------------------

2．文具類

シャープペンシル シャープペンシル替芯 ボールペン マーキングペン 鉛筆 スタンプ台 朱肉 印章セット 印箱 公印	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
--	------------------------------

ゴム印	
回転ゴム印	
定規	
トレー	
消しゴム	
ステプラー（汎用型）	
ステプラー（汎用型以外）	
ステプラー針リムーバー	
連射式クリップ（本体）	
事務用修正具（テープ）	
事務用修正具（液状）	
クラフトテープ	
粘着テープ（布粘着）	
両面粘着紙テープ	
製本テープ	
ブックスタンド	
ペンスタンド	
クリップケース	
はさみ	
マグネット（玉）	
マグネット（バー）	
テープカッター	
パンチ（手動）	
モルトケース（紙めくり用スポンジケース）	
紙めくりクリーム	
鉛筆削（手動）	
OAクリーナー（ウェットタイプ）	
OAクリーナー（液タイプ）	
ダストブロワー	
レターケース	
メディアケース	
マウスパッド	
OAフィルター（枠あり）	
丸刃式紙裁断機	
カッターナイフ	
カッティングマット	
デスクマット	
OHPフィルム	
絵筆	
絵の具	

墨汁 のり（液状）（補充用を含む。） のり（澱粉のり）（補充用を含む。） のり（固形） のり（テープ） ファイル バインダー ファイリング用品 アルバム つづりひも カードケース 事務用封筒（紙製） 窓付き封筒（紙製） けい紙 起案用紙 ノート パンチラベル タックラベル インデックス 付箋紙 付箋フィルム 黒板拭き ホワイトボード用レーザー 額縁 ごみ箱 リサイクルボックス 缶・ボトルつぶし機（手動） 名札（机上用） 名札（衣服取付型・首下げ型） 鍵かけ（フックを含む。） チョーク グラウンド用白線 梱包用バンド	
---	--

3. オフィス家具等

いす 机 棚 収納用什器（棚以外） ローパーティション コートハンガー 傘立て 掲示板 黒板 ホワイトボード	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

4. OA機器

コピー機等 （コピー機、複合機、拡張性のあるデジタルコピー機） 電子計算機 プリンタ等 （プリンタ、プリンタ/ファクシミリ兼用機） ファクシミリ スキャナ 磁気ディスク装置 ディスプレイ シュレッダー デジタル印刷機 記録用メディア 一次電池又は小形充電式電池 電子式卓上計算機 カートリッジ等 （トナーカートリッジ、インクカートリッジ） 掛時計 プロジェクタ	調達を実施する品目（前年度以前から賃貸借契約を締結し、来年度においても継続使用する機種を除く。）については、調達目標は100%とする。
---	---

5. 移動電話

携帯電話 PHS	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------------	------------------------------

6. 家電製品

電気冷蔵庫等 (電気冷蔵庫、電気冷凍庫、電気冷凍冷蔵庫) テレビジョン受信機 電気便座 電子レンジ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
---	------------------------------

7. エアコンディショナー等

エアコンディショナー ガスヒートポンプ式冷暖房機 ストーブ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	------------------------------

8. 温水器等

電気給湯器 ガス温水機器 石油温水機器 ガス調理機器	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
-------------------------------------	------------------------------

9. 照明

照明器具 (蛍光灯照明器具、LED照明器具、LEDを光源とした内照式表示灯) ランプ (蛍光ランプ、電球形状のランプ)	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
--	------------------------------

10. 自動車等

10-1 自動車

(1) 一般公用車

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
(さらに、ハイブリッド自動車4台を調達予定。)

(2) 一般公用車以外の自動車

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。
(さらに、ハイブリッド自動車1台を調達予定。)

10-2 ITS対応車載器等

ETC対応車載器	調達予定数量は5件とする。
カーナビゲーションシステム	調達予定数量は5件とする。
乗用車用タイヤ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。
2サイクルエンジン油	る。

11. 消火器

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

12. 制服・作業服

制服 作業服 帽子	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。ただし、消防・防災活動服を除く。なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに、再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
-----------------	---

13. インテリア・寝装寝具

カーテン等 (カーテン、布製ブラインド) カーペット (タフテッドカーペット、タイルカーペット、織じゅうたん、ニードルパンチカーペット) 毛布等 (毛布、ふとん) ベッド (ベッドフレーム、マットレス)	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
--	--

14. 作業手袋

調達を実施する場合は、調達目標は100%とする。

15. その他繊維製品

テント・シート類 (集会用テント、ブルーシート) 防球ネット 旗 のぼり 幕 モップ	調達を実施する品目については、調達目標は100%とする。なお、ポリエステル繊維を使用した製品の調達の際は、基本方針の判断の基準を満たし、さらに再生ポリエステルができる限り多く使用されている製品を選択する。
--	--

16. 設備

太陽光発電システム	調達の予定はない。
太陽熱利用システム	調達の予定はない。

燃料電池	調達の予定はない。
生ゴミ処理機	調達の予定はない。
節水機器	調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。
日射調整フィルム	調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。

17. 防災備蓄用品

17-1 飲料水

ペットボトル飲料水	調達を実施する場合は、調達目標は１００％とする。
-----------	--------------------------

17-2 食料

缶詰 アルファ化米 保存パン 乾パン レトルト食品等 栄養補助食品 フリーズドライ食品	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
---	------------------------------

17-3 生活用品・資材

毛布 作業手袋 テント ブルーシート 一次電池 非常用携帯燃料 携帯発電機	調達を実施する品目については、調達目標は１００％とする。
---	------------------------------

18. 公共工事

公共工事の中で、基本方針に位置付けられた資材、建設機械、工法及び目的物の品目を使用する場合は、事業ごとの特性、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、原則として、基本方針に定める判断の基準を満足するものを使用するものとする。

19. 役務

省エネルギー診断	調達の予定はない。
印刷	調達目標は１００％とする。
食堂	基準を満たす食堂の総件数は、１０件とする。
自動車専用タイヤ更生	調達の予定はない。
自動車整備	調達目標は１００％とする。
庁舎管理	調達目標は１００％とする。

植栽管理	調達目標は１００％とする。
清掃	調達目標は１００％とする。
機密文書処理	調達目標は１００％とする。
害虫防除	調達目標は１００％とする。
輸配送	調達目標は１００％とする。
旅客輸送	調達目標は１００％とする。
照明機能提供業務	調達目標は１００％とする。
小売業務	基準を満たす小売業務の総件数は、１０件とする。
クリーニング	調達目標は１００％とする。
飲料自動販売機設置	調達目標は１００％とする。
引越輸送	調達目標は１００％とする。

Ⅱ．特定調達物品等以外の平成２５年度に調達を推進する環境物品等及びその調達の目標

１．腕章を調達する場合には、制服・作業服・帽子の調達目標に準じて調達する。

２．上記のほか環境物品の選択に当たっては、適切な品目についてはエコマークの認定を受けている製品又はこれと同等のものを調達するよう努める。また、ＯＡ機器、家電製品の調達に際しては、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを選択する。

Ⅲ．その他環境物品等の調達の推進に関する事項

１．省内にグリーン調達のための推進本部を設ける（別紙）。

２．本調達方針は、総務省の各部局及び機関を対象とする。

３．調達の実績は、品目ごとに取りまとめ、公表する。

４．物品等の調達に当たっては、調達量ができる限り少なくなるように努める。

５．機器類等については、できる限り修理等を行い、長期間の使用に努める。

６．調達する品目に応じて、エコマーク等の既存の情報を活用することにより、基本方針に定める判断の基準を満たすことにとどまらず、できる限り環境負荷の少ない物品の調達に努める。

７．全ての木質及び紙（間伐材及び古紙を除く。）を原料とする物品等の調達に当たり、合法性及び持続可能性の証明の確認を行う場合には、林野庁作成のガイドライン（平成１８年２月１５日作成）に準拠して行うよう努める。

８．物品等を納入する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者等に対して、

事業者自身が本調達方針に準じたグリーン購入やバイオマス等の代替自動車燃料の利用を推進するよう働きかけるとともに、物品の納入に際しては、簡易な包装又は梱包に努め、原則として本調達方針で定められた自動車を利用するよう働きかける。

9. 事業者の選定に当たっては、その規模に応じて I S O 14001 若しくはエコアクション 2 1（環境活動評価プログラム）等により環境管理を行っている者又は環境報告書を作成している者を優先して考慮ように努める。
10. 調達を行う地域の地方公共団体の環境政策及び調達方針と連携を図りつつグリーン購入を推進する。
11. 調達方針に基づく調達担当窓口は、大臣官房会計課とする。

総務省グリーン調達推進体制

1. 総務省グリーン調達推進本部

本部長 官房長
本部員 大臣官房会計課長
人事・恩給局総務課長
行政管理局企画調整課長
行政評価局総務課長
自治行政局行政課長
自治財政局財政課長
自治税務局企画課長
情報通信国際戦略局情報通信政策課長
情報流通行政局総務課長
総合通信基盤局総務課長
統計局総務課長
公害等調整委員会事務局総務課長
消防庁総務課長
(事務局 大臣官房会計課)

2. 総務省グリーン調達推進幹事会

幹事長 大臣官房会計課長
副幹事長 大臣官房会計課企画官
幹事 人事・恩給局総務課庶務担当課長補佐
行政管理局企画調整課庶務担当課長補佐
行政評価局総務課庶務担当課長補佐
自治行政局行政課庶務担当課長補佐
自治財政局財政課庶務担当課長補佐
自治税務局企画課庶務担当課長補佐
情報通信国際戦略局情報通信政策課庶務担当課長補佐
情報流通行政局総務課庶務担当課長補佐
総合通信基盤局総務課庶務担当課長補佐
統計局総務課庶務担当課長補佐
公害等調整委員会事務局総務課庶務担当課長補佐
消防庁総務課庶務担当課長補佐
(事務局 大臣官房会計課)